参考様式第5－1号

農　業　第　383　号
令 和 8 年 10 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山口市長 伊 藤 和 貴

市町村名 （市町村コード）	山口市 （ 352039 ）
地域名 （地域内農業集落名）	徳地引谷 （川口、中村上・中・下、刈干、戸祢、夏焼上・中・下、瀬戸原）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年9月2日 （第2回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

高齢化及び後継者不足。
水稲で収益が出ない。
離れた地域から耕作に来ている人が多く、管理が行き届いていないところもある。
農作物の鳥獣被害（いのしし、猿、熊、鹿）。

（2） 地域における農業の将来の在り方

耕作の継続が困難な農業者から規模拡大等を目指す中心経営体や認定農業者へ農地を集積する。
新規就農者に対して地域ぐるみでのフォローアップを行い、生産技術の向上を図るとともに、将来的には地域の後継者として育成する。
耕畜連携による循環型農業を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	130 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	130 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

当面の間、目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手の意向と営農状況に応じた適正な規模の農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画の達成に向けて担い手への集積・集約化を進めるため農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域実情の把握を行い、所有者や担い手の意向も確認し、将来的な農地利用の在り方について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
貸付意向のある土地と地域内外の農業者とのマッチングを進める。 農業委員会及び市町村と連携し、地権者の意向を反映した目標地図の作成、更新に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託によって、農作業の負担を軽減し営農の維持を目指す。
(6)遊休農地の解消に向けた取組方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①補助事業を活用し、鳥獣害侵入防止柵を設置、管理する。既に設置している地域については、引き続き実施する。
②引き続き有機農業を継続する。
⑨耕畜連携による循環型農業を検討する。